

り違法」となる。もっとも、「厚生労働大臣が、一旦、法 3 条、8 条の定める基準に従い適法に設定された保護基準について、これを何らの理由もなく被保護者に不利益に改定することは、憲法及び生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用したものと」なり、老齢加算の廃止には、「相応の合理的理由」を要する。「加えて、上記改定後の保護基準が現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法及び生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の範囲を逸脱又は濫用したとみられる場合には、本件各決定が違法との評価を免れない」。

「被控訴人らは、専門委員会の検討資料、すなわち、①60 歳以上 69 歳以下の者と 70 歳以上の単身無職者のそれぞれ全体（平均）、第 I-5 分位及び第 I-10 分位の『生活扶助相当消費支出額』の比較（比較①）、②70 歳以上の単身無職者のうち第 I-5 分位の者の『生活扶助相当消費支出額』と老齢加算を除いた生活扶助基準額の平均との比較（比較②）とを踏まえて、70 歳以上の高齢者に老齢加算に相当するだけの特別需要がないと認められること、老齢加算制度の合理性を基礎付けていた事情が現在ではほぼ失われていると解されることを老齢加算の廃止の主要な根拠として」いるが、比較①と比較②は「70 歳以上の高齢者の被保護者において、老齢加算を付加しなければならない特別の需要がないことを基礎付けるものと評価」できる。

70 歳以上の被保護者らが、老齢加算廃止後に送っている「日常生活は、我が国における低所得者層の生活として社会的に是認できる範囲内にはないということではできず、『健康で文化的な最低限度の生活』を下回ると直ちに断定することはできない」。

○福岡高裁平成 22 年 6 月 14 日判決（判例時報 2085 号 43 頁②事件）要旨

「(生活保護)法 56 条の趣旨にかんがみれば、……その保護基準の改定（不利益変更）そのものに、『正当な理由』がない限り、これに基づく保護の不利益変更は同条に反し違法となる」。「保護基準の設定は厚生労働大臣の合目的な裁量にゆだねられており、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法及び生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の限界を超えた場合又は裁量権を濫用した場合のみ違法となる」。「保護基準の設定が厚生労働大臣の裁量にゆだねられていることからすると、保護基準の改定も、一定程度厚生労働大臣の裁量にゆだねられていると解するのが相当である」。「したがって、保護基準の不利益変更に関する『正当な理由』の有無を判断するに当たっては、保護基準の不利益変更についての厚生労働大臣の判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用として『正当な理由』のない不利益変更に当たるものと解する」。

専門委員会の審議経過に照らすと、中間取りまとめのうち、「本件ただし書、及び『……激変緩和の措置を講じるべきである。』との部分は、老齢加算の廃止という方向性と並んで

重要な事項である」。「厚生労働省は、中間取りまとめが発表された平成 15 年 12 月 16 日の時点で、老齢加算については、中間取りまとめを受けて、今後予算の中でどのようにしていくか検討していくとの立場を示していた……。ところが、そのわずか 4 日後には、老齢加算を 3 年間かけて段階的に廃止すること……。などを含む平成 16 年度予算の財務省原案が内示された。……。厚生労働大臣は、遅くともこのとき（平成 15 年 12 月 20 日）までには、本件保護基準の改定を実質的に決定した」。「しかるに、この決定の過程において、本件ただし書の内容については、……。議論の経過……。に照らせば、それが直ちに単なる段階的廃止を意味するとは限らず、何らかの代替措置を意味すると考える余地もあるほか、……。期間や 1 年ごとの削減幅については慎重な検討が求められる……。ところが、激変緩和措置の決定の過程等をみると、……。既に老齢加算を前提とする保護を受けている被保護者が老齢加算の廃止によって被る不利益等が具体的に検討された上で、代替措置を執らないこと、3 年という期間及び 1 年ごとの削減幅が決定されたという形跡はない」。

以上の「諸事情によれば、……。本件ただし書の内容について何ら検討せず、……。激変緩和措置について十分検討することなく、中間取りまとめが老齢加算を廃止する方向で見直すべきであるとしたことなどの理由で行われた本件保護基準の改定は、考慮すべき事項を十分考慮しておらず、又は考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠き、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠い」ており、生活保護法 56 条の「正当な理由」は認められない。

【参考文献】

(注で挙げたものを除く)

- ・堀勝洋『社会保障法総論（第 2 版）』東京大学出版会、2004 年)
- ・尾形健「生活保護老齢加算廃止訴訟控訴審判決」ジュリスト 1420 号（平成 22 年度重要判例解説）27 頁（2010 年）
- ・葛西まゆこ『老齢加算の廃止を内容とする保護変更決定処分は、憲法 25 条、生活保護法 56 条、3 条等に反しないとされた事案』賃金と社会保障 1479 号 40 頁（2010 年）
- ・厚生労働科学研究費補助金『貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究（研究代表者阿部彩）』平成 22 年度総括研究報告書（別冊 I）「最低所得基準（Minimum Income Standard: MIS）法を用いた最低生活水準の推計（勤労世代単身男女、子ども）」

Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
阿部 彩	「貧困と社会的排除－ジェンダーの視点から見た実態－」	大沢真理編	『承認と包摂へ』 「ジェンダー社会 科学の可能性」第2 巻	岩波書店	東京	近刊	
阿部 彩	「ユニバーサル・デザイン社会の提案」	神野直彦・宮 本太郎編	『自壊社会からの 脱却－もう一つの 日本への構想』	岩波書店	東京	2011	121-150

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
阿部 彩	「子どもの貧困と健康への影響：厚労省21世紀 出生児パネル調査を使った分析」	社人研 Discussion paper			2011
西村 幸満	「世帯収入による貧困測定を試み－1999-2005 年の貧困率と世帯主の特徴との関連について －」	季刊社会保障研究	第46巻 第2号	127-138	2010

IV. プロジェクト進行記録

IV. プロジェクト進行記録

1. 研究会

①平成 22 年 4 月 28 日 15:00～17:00

報告：岩永理恵（研究協力者）

「Minimum Income Standard for Britain(MIS)の概要」

参加者名：岩田正美（研究分担者），埋橋孝文（研究協力者），重川純子（研究協力者），
岩永理恵（研究協力者），木村 剛（厚生労働省政策評価官室），三石博之（厚
生労働省社会・援護局），新居秀夫（厚生労働省社会・援護局），西村幸満（研
究分担者），黒田有志弥（研究協力者），阿部 彩（研究代表者）

②平成 22 年 6 月 25 日 10:00～12:00

報告：プロジェクト研究分担者，研究協力者による研究報告

山田篤裕「高齢期における低所得リスクの規定要因」

西村幸満「個人の世帯収入に基づく貧困測定の試み」

上枝朱美「低所得者に対する社会保障のあり方—住宅と生活満足度—」

参加者名：山田篤裕（研究協力者），西村幸満，上枝朱美（東京国際大学経済学部准教
授），駒村康平（慶應義塾大学経済学部教授），黒田有志弥，阿部 彩

③平成 22 年 7 月 9 日 15:00～18:00

報告：プロジェクト研究代表者，研究分担者，研究協力者による研究報告

岩田正美「家計調査に関して」

重川純子「50 年代の家計研究」

山田篤裕「調査票ベースの MIS の試みに関する報告」

阿部 彩「2003 年保護課家計簿・生計簿調査で行った分析」

菊地英明「消費の社会的強制と最低生活水準」

参加者名：岩田正美，重川純子，山田篤裕，菊地英明（武蔵大学社会学部准教授），四
方理人（慶應義塾大学 COE 特別研究員），岩永理恵，厚生労働省社会・援
護局総務課 2 名，厚生労働省社会・援護局保護課 6 名，西村幸満，黒田有志
弥，阿部 彩

④平成 23 年 1 月 14 日 11:30～13:30

報告：Markus Jantti 先生（Swedish Institute for Social Research, Stockholm University）

「CRITA: A Meta-Analysis of Child Outcomes Across Parental SES(Educaiton)」

参加者名：岩田正美，阿部正浩（獨協大学経済学部教授），大沢眞知子（日本女子大学人間社会学部教授），宇南山卓（神戸大学経済学部教授），田宮菜奈子（筑波大学教授），金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部長），野口晴子（同研究所 社会保障基礎理論研究部第 2 室長），暮石涉（同研究所 社会保障基礎理論研究部研究員），西村幸満，阿部 彩

2. ミニマム・インカム・スタンダード (MIS) セミナー

開催日：平成 22 年 8 月 16 日 ～ 8 月 18 日 (3 日間)

場所：国立社会保障・人口問題研究所 第 4 会議室 及び 慶應義塾大学

講師：アビー・デービス氏（イギリス ラフバラ大学 講師）

【1 日目】「Minimum Income Standard (MIS) 講習」セッション 1～3

10:00～18:00

【2 日目】「Minimum Income Standard (MIS) 講習」セッション 4～6,

ビデオ・カンファレンス,

11:00～19:00

【3 日目】「Minimum Income Standard (MIS) 講習」セッション 7～9, 総まとめ

10:00～18:00

参加者名：アビー・デービス, 岩田正美, 埋橋孝文, 重川純子, 山田篤裕, 岩永理恵, 金 美珍（一橋大学大学院）, 堅田かおり（埼玉県立大学）, 鳥山まどか（北海道大学大学院）, 大岡はなこ（日本女子大学大学院）, 渡辺久里子（慶應義塾大学大学院）, 西尾穂高（厚生労働省社会・援護局）, 卯月由佳（研究協力者）, 西村幸満, 黒田有志弥, 阿部 彩

3. 「MIS（最低生活費）に関するグループ・インタビュー調査」

MIS 研究会

①平成 22 年 9 月 21 日 13:00～18:00

MIS（最低生活費）に関するグループ・インタビュー調査のトライアル実験検証

- ・スケジュール説明、プロジェクト紹介，タスク説明
- ・ 5セッションに分けてそれぞれグループ・インタビュー
- ・本調査にあたって検証，意見交換

②平成 22 年 11 月 30 日 15:30～17:30

MIS（最低生活費）に関するグループ・インタビュー調査について

- ・途中経過報告
- ・進行具合などを検証し、さまざまな問題点等について、討論、意見交換

③平成 22 年 12 月 3 日 10:00～11:00

MIS（最低生活費）の栄養・献立表について

- ・五味郁子先生（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学科講師）の検証,検討

④平成 23 年 1 月 28 日 10:00～12:30

MIS（最低生活費）に関するグループ・インタビュー調査について

- ・途中経過報告，進捗状況
- ・調査方法に関しての問題点、疑問点についての討論、意見交換

⑤平成 23 年 3 月 8 日 14:00～17:00

MIS（最低生活費）に関するグループ・インタビュー調査について

- ・途中経過および結果報告
- ・調査方法に関しての問題点、反省点について討論、意見交換

MIS 調査実施

平成 22 年 9 月 24 日～平成 23 年 3 月 10 日

○調査モデレーターおよび MIS 研究会参加者名：

岩田正美，重川純子，山田篤裕，岩永理恵，卯月由佳，阿部 彩

4. 「社会必需品調査」

○調査方法

方 法 ： 郵送調査

対象者 ： 全国の 20 歳以上の男女

対象者数：3,000 名

○調査実施

平成 23 年 3 月

Minimum Income Standard for Britain (MIS) の概要

1. 来歴

現在、貧困を測定する主な方法には三つある。すなわち、①相対所得基準、②剥奪指標、③最低生活費である。これらの方法は、FBU が主となり展開してきた。さらに、CRSP が、「合意にもとづく」生計費の策定をおこなってきた。しかし、社会的合意にもとづく最低基準はできなかつた。

そこで MIS では、FBU と CRSP の手法を混ぜ合わせて用いた。FBU の方法とは、一定の生活水準を達成する家計に含めるべき項目を決定するのに詳細な手引書、専門家の意見と統計を用いるものである。CRSP の方法とは、職業的な専門家の代わりに、様々な家族や世帯類型を代表する普通の人びとが最低限のニーズを考えるために基準生計費委員会をつくるものである。

この二つを混合することが、普通の人々の見方と調和した専門家の見方と、専門家の知識や研究に対抗して検証された社会的合意に基づく生計費を可能にする。

★岩永（2009）を参照

「最低限 minimum」が意味するところ

普通の人々がグループディスカッションを経て最低限を定義するが、彼らの議論は十分な食料、暖かさ、シェルター以上のものである。

国民最低限は、すべての人にとって受入れ可能な生活水準ではなく、それ以下で暮らすことがどの人にも社会的に許されない水準を示すものである。障害者などへの特別の必要は、別途議論すべきであると考えている。

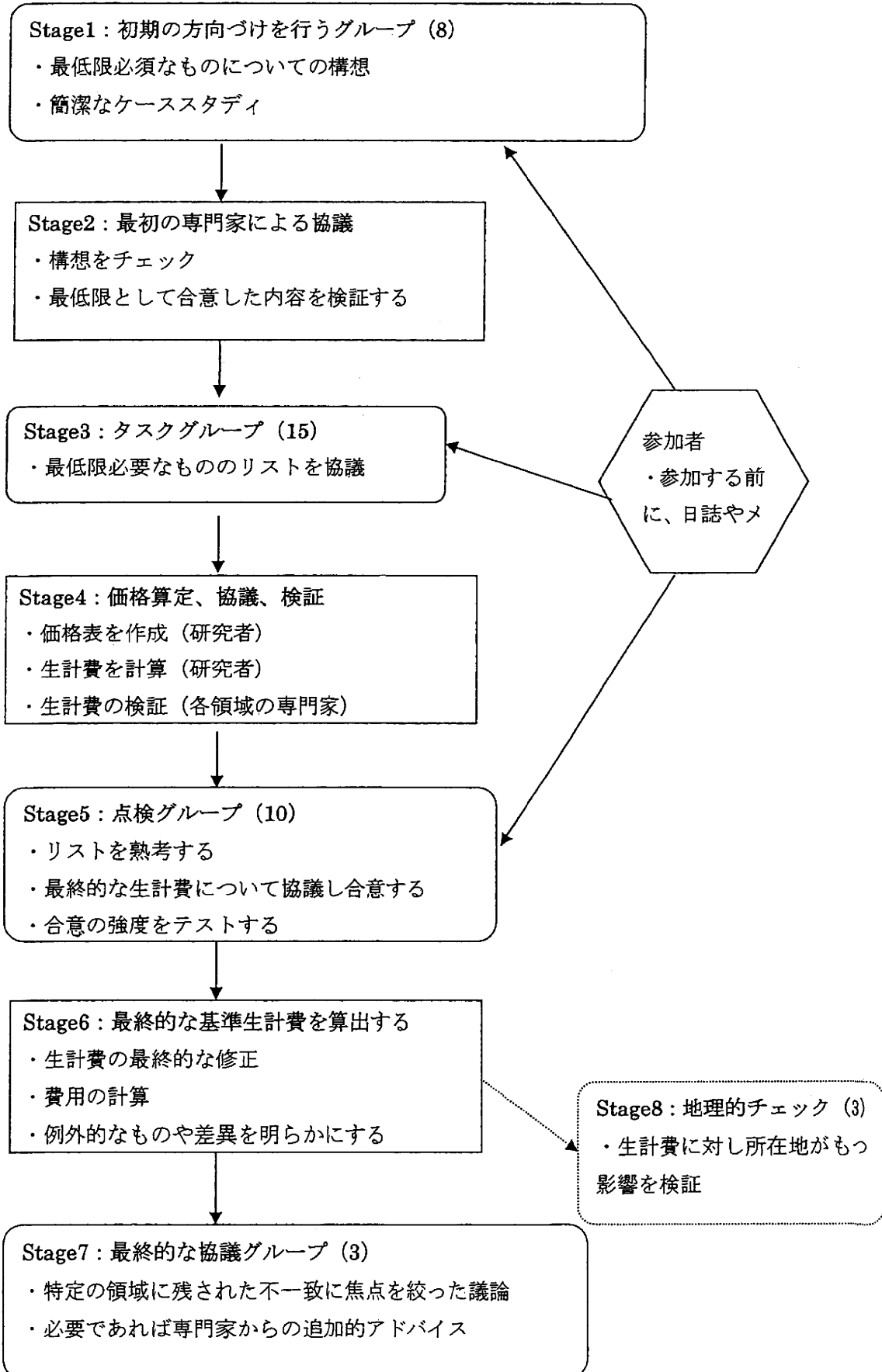
2. 方法

・主な調査は、イングランド中部地方の都市や町を範囲として実施し、一般の人々もこの範囲から採用し、グループを構成した。

・各グループの人数は 6～8 名程度である。

・単身女性年金受給者の生計費は単身女性年金受給者からなるグループが展開し、ひとり親の生計費はひとり親のグループが展開するというように、ケースごとに審議した。

調査の段階 *括弧内は、グループ数である。



生計費を積み上げていく際に基礎とした判断や想定についての注釈

●「容認できる最低限」という概念

この概念を定義すること自体が、このプロジェクトの核心である。「初期の方向づけを行うグループ」に対する議論の手引きとして、人権に関する国連の協定とアメリカの専門委員会という二つの最低限度の生活水準について判断の基準となる説明を提示した。ひとまず合意された作業上の定義は、「今日のイギリスにおける最低限度の生活水準とは、食料と衣服とシェルター以上のものを含むものである。それは、社会参加に必要な機会と選択を持つために必要なものを持つことである」。

●全国的な最低限度の所得基準

グループワークは、イングランド中部地方で行なったが、基準はイギリス全体での妥当性をチェックした。

●標準的なニーズ

単一の最低限度の所得基準では、そもそも人々のニーズの多様性を考慮することはできない。このプロジェクトは、どの人もそれ以下では生きていくことを許容できない基本的な、あるいは標準的な最低限度の基準を示している。

世帯構成：いくつかの世帯類型別の最低限度の所得基準を示した。

雇用上の地位：育児設備の有無には配慮したが、雇用に関わる費用は多様であり、考慮していない。

障害：世帯の構成員に障害者がいることは想定していない。

健康：特別な健康上あるいは栄養上のニーズのあることを想定していない。

民族性：民族的な差異を考慮していない。

アクセシビリティ：人々の最低限の移動の必要は、公共交通機関によって充たされると想定している。また、インターネットは中等学校に通う子供がいる世帯だけに不可欠のものとした。

3. 結果：特定家族類型の最低限所得基準

4 家族類型の最低限所得基準の要約 (£ per week) 1£ = 213 円 (2008 年 7 月 21 日)

生活必需品	単身稼働年 齢	年金受給夫 婦	夫婦 +子供二人	ひとり親 +子供一人
食料	40.34	53.25	97.47	47.05
アルコール	4.38	7.40	6.06	3.48
タバコ	0	0	0	0
服	7.64	9.93	29.26	16.41
水道料金	4.71	5.56	5.45	7.38
地方税 (ラフバラ)	13.33	17.77	20.73	15.55
住宅保険	1.79	1.65	2.23	1.99
燃料	9.00	10.62	18.49	16.43
その他の住宅関連費	2.29	3.61	7.26	2.12
家財道具	9.50	11.12	17.39	16.37
家事サービス	9.99	9.07	13.21	6.72
育児	0	0	186.98	135.05
個人的な品目やサービス	8.13	23.65	27.39	19.47
自動車の運転	0	0	0	0
その他の移動費用	17.03	4.65	35.02	17.16
社会や文化の参加	29.73	43.21	90.08	40.16
家賃を除く総計	157.84	201.49	557.03	345.35
家賃	52.30	64.43	69.40	64.07
家賃を含む総計	210.14	265.92	626.43	409.42
(週毎・日本円)	44,759 円	56,640 円	133,429 円	87,206 円
子育て費を除き家賃を含む総計			439.45	274.38
家賃と子育て費用を除く総計	157.84	201.49	370.05	210.31
上記総計×4 週の日本円	134,479 円	171,669 円	315,282 円	179,184 円

注)

- ・上記の表では、ばらつきが大きい住宅費は特別の項目としている。
- ・子供のいる家族については、育児の支出がかなり重要な項目である。
- ・タバコと自動車の運転は、生計費の中に入れなかった。

論点

- ・ MIS 生計費は、ひとり親を除いて、消費食料調査 (Expenditure and Food Survey) の同類型家族の平均支出より低水準だが、給付を受けている家族や公営住宅に暮らしている家族の支出よりはいくらか高い。
- ・ 失業手当の水準と比較すると、年金を受給している年金生活者夫婦だけは MIS に達している。
- ・ 所得補助や育児税控除を受けている単身稼働世帯や子供のいる家族は、MIS にはるかに及ばない。

MIS の利用可能性について

●合意することの強み

もし大蔵大臣に財政が厳しいから言われるような MIS は保障できないと言われても、それが即座に well-being に影響すると言い返すだろう。

●MIS の応用

どのような人にも分かりやすい具体的な内容であり、情報公開も行なっている。

●今後の課題

毎年価格を改定し、数年ごとに必需品目を含む改定をすること、この定期的改定に加え、特別な追加的ニーズや費用を必要とする世帯の新しい MIS 生計費をつくるという揺るぎない主張がある。

●より公平なイギリスのための新しい基準

4. 2008 年報告書の後

A Minimum Income Standard for Britain in 2009 (2009 年 7 月)

2008 年の報告書を、バスケットの品物やサービスの費用に影響する価格の変化と、バスケットに入れるアイテムに影響する生活水準の変化を踏まえ改定し、2009 年の基準を策定した。結果の集約表 (p.24 表 3)

TABLE 3. COSTS OF MINIMUM INCOME STANDARD, APRIL 2009 (£ PER WEEK)

Category	Single working age	Pensioner couple	Couple + 2 children	One parent + 1 child
Food	49.70	57.51	105.82	51.06
Alcohol	4.49	7.09	9.22	3.57
Tobacco	0.00	0.00	0.00	0.00
Clothing	7.24	9.41	27.73	15.52
Water rates	4.94	5.82	6.70	7.73
Council Tax	10.08	10.25	21.00	10.59
Household insurances	1.84	1.69	2.29	2.05
Fuel	10.06	11.87	20.65	12.55
Other housing costs	2.97	3.74	7.51	2.12
Household goods	10.03	11.75	19.37	17.00
Household services	10.24	9.90	13.55	6.82
Childcare	0.00	0.00	153.47	138.73
Personal goods and services	8.64	24.32	28.17	20.03
Motoring	0.00	0.00	0.00	0.00
Other travel costs	18.19	4.97	37.42	18.34
Social and cultural participation	30.85	44.96	93.78	41.11
Rent	53.87	53.35	71.62	55.92
1. headline total - excluding rent and childcare	192.47	211.00	503.51	220.00
Total including rent and childcare	246.34	264.35	575.13	275.92
Totals excluding:				
Rent, Council Tax, childcare (comparable to out-of-work benefits)	192.77	193.25	367.21	204.89
Rent, Council Tax, childcare and water rates (comparable to after housing costs in households below Average Income)	147.84	137.43	361.51	197.15
Council Tax; childcare (comparable to after housing costs in HPA)	202.54	202.54	450.33	270.00

A Minimum Income Standard for Northern Ireland (2009 年 9 月)

グレート・ブリテンと北アイルランドの相似点を踏まえると、MIS for Britain は、UK 全体の最低基準を表しているといえそうである。

Four year funding agreement secured to take forward 'A Minimum Income Standard for the UK' research (2010年1月)

MISの定期的な改定をおこなう。2010年から2年ごとにバスケットの中身を再検討する。4年に一回（次は2012年）もともとの調査を再検討する。

MISの成果を広める。(Living Wage キャンペーン)

A core living wage figure: £7.14 an hour

2009年7月に公表したMISの数値にもとづき、利害関係者のあいだで合意した生活賃金(living wage)は、2009-10年、一時間あたり£7.14である。

この金額は、ほとんどの家族類型にあてはまる。ただし、二人以上の子どもがいる夫婦、一人以上の子どもがいるひとり親オン場合は、最低£9必要である。

Hirsch, D. and Smith, N. (2010) Family values – parents' views on necessities for families with children, Department for Work and Pensions Research Report No 641. Norwich: HMSO.

政府の調査で用いている剥奪指標を、MISの方法を応用してアップデートし、それを新たに実施する政府の調査にフィードバックしている。このペーパーにはディスカッションの方法の一部をみることができる。

参考文献

岩永理恵(2009)「イギリスにおける基準生計費アプローチに関する最近の研究について」
神奈川県立保健福祉大学誌6(1)

Bradshaw, J., Middleton, S. et.al., 2008, A minimum income standard for Britain: What people think, Joseph Rowntree Foundation.

Donald Hirsch, Abigail Davis, Noel Smith, 2009, A minimum incomestandard for Britain in 2009, Joseph Rowntree Foundation.

Noel Smith, Viet-Hai Phung, Abigail Davis and Donald Hirsch, 2009, A minimum income standard for Northern Ireland, Joseph Rowntree Foundation.

Hirsch, D. and Smith, N. (2010) Family values – parents' views on necessities for families with children, Department for Work and Pensions Research Report No 641. Norwich: HMSO.

V. 統計表

V 統計表

以下の統計表は、厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」の第1回から第7回の個票を、統計法第32条に基づく二次利用申請による使用の承認（統発1027第2号、平成22年10月27日付）を得て集計したものである。

表1 友だち：7歳児が以下の相手と「よく遊ぶ」とした割合、SES別

SES	自宅	友だちの家	公共の場所	空き地や路地	商業施設	自然の場所	その他
7年目貧困	85.5%	16.5%	46.0%	11.3%	2.6%	9.4%	2.7%
7年目非貧困	85.9%	19.4%	45.9%	12.4%	1.7%	6.9%	3.0%
χ^2	0.3286	17.6309	0.0149	3.733	15.4509	32.4838	1.3841
p	0.5665	<.0001	0.9027	0.0533	<.0001	<.0001	0.2394
7年目貧困(基準1)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
非貧困	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
χ^2	0	0	0	0	0	0	0
p	0	0	0	0	0	0	0
1年目貧困	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1年目非貧困	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
χ^2	0	0	0	0	0	0	0
p	0	0	0	0	0	0	0
所得階級5分位（7年目の所得）							
第1分位	86.0%	18.2%	44.4%	11.6%	2.4%	9.1%	2.8%
第2分位	86.0%	20.5%	44.1%	12.9%	1.8%	8.1%	2.7%
第3分位	85.8%	20.6%	44.7%	13.4%	1.5%	6.4%	3.0%
第4分位	86.0%	19.2%	45.3%	12.7%	1.7%	6.3%	2.9%
第5分位	85.4%	16.8%	50.9%	10.7%	1.8%	5.7%	3.6%
χ^2	1.5935	47.7018	89.4558	31.9486	17.1122	85.3424	11.7432
p	81.0%	<.0001	<.0001	<.0001	0.2%	<.0001	1.9%
所得階級5分位（1年目の所得）							
第1分位	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
第2分位	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
第3分位	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
第4分位	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
第5分位	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
χ^2	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
p	0.0%	0.0%	0.0000	0.0%	0.0%	0.0000	0.0%
世帯タイプ							
ふた親世帯	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ひとり親世帯	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
χ	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
p	0.0%	0.0%	0.0000	0.0%	0.0%	0.0000	0.0%

注：割合は、回答者の中でそれぞれのカテゴリーの相手と遊ぶ頻度として「よく遊ぶ」「ときどき遊ぶ」「殆ど遊ばない」の3択から「よく遊ぶ」と答えた割合。

表2 親との時間：7歳児が母親・父親と過ごす時間、SES別 全児童

すべての子ども	母親との時間(平日)1時間未満	母親との時間(休日)2時間未満	父親との時間(平日)1時間未満	父親との時間(休日)2時間未満	右4カテゴリーすべて
7年目貧困	5.7%	4.0%	52.6%	39.3%	1.6%
7年目非貧困	3.2%	2.0%	45.0%	9.6%	0.7%
χ^2	64.1134	61.721	76.4716	2580.2952	36.988
p	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
7年目貧困(基準1)	5.8%	4.1%	58.0%	45.6%	1.9%
非貧困	3.3%	2.1%	44.9%	10.3%	0.7%
χ^2	43.3735	42.9429	151.417	2450.0694	38.2956
p	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
1年目貧困	5.2%	3.6%	42.4%	22.1%	1.3%
1年目非貧困	3.3%	2.1%	46.4%	11.8%	0.7%
χ^2	38.3774	38.9129	24.4051	356.9109	16.7848
p	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
所得階級5分位 (7年目の所得)					
第1分位	5.0%	3.5%	46.2%	29.6%	1.5%
第2分位	3.2%	2.2%	39.2%	10.8%	0.7%
第3分位	3.0%	2.0%	42.9%	8.4%	0.7%
第4分位	3.1%	1.8%	49.2%	7.5%	0.6%
第5分位	3.0%	1.8%	51.6%	7.7%	0.5%
	59.9079	70.2655	266.0847	2201.7064	49.4957
	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
所得階級5分位 (1年目の所得)					
第1分位	5.1%	3.5%	40.8%	20.8%	1.3%
第2分位	3.4%	2.4%	40.8%	15.3%	0.8%
第3分位	3.4%	2.1%	46.2%	11.4%	0.7%
第4分位	3.1%	2.1%	48.7%	10.3%	0.8%
第5分位	3.0%	1.7%	51.2%	9.4%	0.5%
	55.9275	54.6591	245.7037	508.5897	23.4494
	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	0.0001
世帯タイプ					
ふた親世帯	2.8%	1.7%	42.7%	7.9%	0.7%
母子世帯	6.4%	2.9%	100.0%	100.0%	1.8%
父子世帯	100.0%	100.0%	38.7%	12.9%	10.7%
χ	5469.5834	8422.3793	2505.0808	14146.2339	251.1201
p	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001

注：父親、母親がいない場合は、一緒に過ごす時間は0とみなす。

出所：「21世紀出生児縦断調査」から筆者計算。

表3 親との時間：7歳児が母親・父親と過ごす時間、SES別 ふた親世帯のみ

ふた親世帯のみ	母親との時間(平日)1時間未満	母親との時間(休日)2時間未満	父親との時間(平日)1時間未満	父親との時間(休日)2時間未満	右4カテゴリーすべて1
7年目貧困	3.8%	2.8%	30.9%	11.5%	1.2%
7年目非貧困	2.7%	1.6%	43.8%	7.5%	0.7%
χ^2	10.5395	18.4843	153.7471	49.8989	8.1532
p	0.0012	<.0001	<.0001	<.0001	0.0043
7年目貧困(基準1)	4.0%	3.2%	32.2%	12.0%	1.3%
7年目非貧困	2.7%	1.6%	43.3%	7.6%	0.7%
χ^2	9.0419	21.0828	68.6923	36.4817	8.8788
p	0.0026	<.0001	<.0001	<.0001	0.0029
1年目貧困	3.5%	2.1%	33.4%	9.9%	1.0%
1年目非貧困	2.7%	1.6%	43.9%	7.6%	0.7%
χ^2	8.2783	4.8348	147.3508	24.7921	4.5892
p	0.004	0.0279	<.0001	<.0001	0.0322
所得階級5分位 (1年目の所得)					
第1分位	3.5%	2.5%	32.0%	10.9%	1.1%
第2分位	2.6%	1.7%	37.6%	8.3%	0.7%
第3分位	2.6%	1.6%	42.1%	7.1%	0.7%
第4分位	2.8%	1.5%	48.7%	6.5%	0.6%
第5分位	2.7%	1.4%	51.2%	6.9%	0.5%
	12.7534	24.7357	621.1198	102.0925	19.8716
	0.0125	<.0001	<.0001	<.0001	0.0005
所得階級5分位 (1年目の所得)					
第1分位	3.5%	2.1%	32.4%	9.4%	0.9%
第2分位	2.7%	1.9%	36.6%	9.3%	0.7%
第3分位	2.7%	1.5%	43.9%	7.5%	0.6%
第4分位	2.7%	1.7%	46.9%	7.2%	0.8%
第5分位	2.7%	1.4%	49.7%	6.6%	0.5%
	11.6103	11.7046	531.0823	57.563	10.3199
	0.0205	0.0197	<.0001	<.0001	0.0354

出所:「21世紀出生児縦断調査」から筆者計算

表4 放課後：7歳児が放課後を過ごす場所(複数回答)、SES別

SES	自宅	学童保育	子どもの友だちの家	習い事・スポーツクラブ、学習塾等	戸外(公園等)	その他	不詳
7年目貧困	74.2%	28.8%	35.2%	21.6%	35.8%	7.1%	0.2%
7年目非貧困	77.4%	25.2%	42.5%	37.8%	43.6%	8.2%	0.1%
χ^2	19.5608	22.9013	74.1241	19.0474	83.622	4.7291	4.8745
p	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	0.0297	0.0273
7年目貧困(基準1)	72.5%	31.3%	34.2%	21.2%	34.9%	6.7%	0.1%
非貧困	77.4%	25.2%	42.3%	37.2%	43.3%	8.1%	0.1%
χ^2	31.3668	46.1389	61.4379	255.4468	66.5946	6.8953	0.1243
p	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	0.0086	0.7244
1年目貧困	74.9%	25.9%	37.5%	24.6%	38.3%	7.3%	0.3%
1年目非貧困	77.2%	25.6%	42.0%	37.4%	43.2%	8.1%	0.1%
χ^2	11.419	0.1983	33.2661	278.4705	37.5915	3.4657	12.4531
p	0.0005	0.6662	<.0001	<.0001	<.0001	0.0627	0.0004
所得階級5分位 (7年目の所得)							
第1分位	76.6%	25.5%	37.7%	23.2%	37.6%	7.2%	0.2%
第2分位	80.4%	22.7%	45.0%	31.5%	44.0%	7.3%	0.1%
第3分位	79.7%	23.1%	45.3%	36.9%	45.9%	7.6%	0.1%
第4分位	78.4%	24.1%	43.7%	42.3%	46.5%	7.9%	0.0%
第5分位	70.2%	32.6%	36.7%	46.5%	39.8%	10.2%	0.1%
χ^2	264.1302	242.1754	196.9364	1015.018	173.4807	56.5987	11.793
p	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	0.019
所得階級5分位 (1年目の所得)							
第1分位	75.2%	26.5%	38.0%	24.6%	38.7%	7.4%	0.2%
第2分位	78.3%	24.1%	42.3%	29.8%	42.2%	7.2%	0.1%
第3分位	80.4%	22.7%	44.8%	36.9%	44.9%	7.1%	0.1%
第4分位	79.0%	23.5%	44.0%	41.1%	45.7%	8.4%	0.1%
第5分位	71.8%	31.2%	37.9%	43.6%	40.7%	9.8%	0.1%
χ^2	209.5741	196.2044	128.1011	762.1809	98.0646	53.9805	10.8399
p	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	0.0284
世帯タイプ							
ふた親世帯	78.4%	24.1%	42.7%	37.0%	43.7%	7.9%	0.1%
ひとり親世帯	52.9%	50.9%	21.8%	16.5%	25.4%	10.3%	0.3%
χ	759.0217	780.8608	374.5958	377.6127	283.5805	15.6476	4.3261
p	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001	0.0375